

平成30年第5回（5月）臨時会

東伊豆町議会議録

平成30年 5月25日 開会

平成30年 5月25日 閉会

東伊豆町議会

平成30年第5回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月25日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））	5
○議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	8
○議案第36号 東伊豆町副町長の選任について	11
○閉会の宣告	14
○署名議員	15

平成30年第5回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成30年5月25日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東伊豆町
一般会計補正予算(第2号))
日程第 5 議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第36号 東伊豆町副町長の選任について

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 笠井政明君 | 2番 | 稲葉義仁君 |
| 3番 | 栗原京子君 | 5番 | 西塚孝男君 |
| 6番 | 内山愼一君 | 7番 | 飯田桂司君 |
| 8番 | 須佐衛君 | 10番 | 藤井廣明君 |
| 11番 | 森田禮治君 | 12番 | 鈴木勉君 |
| 13番 | 定居利子君 | 14番 | 山田直志君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| 町長 | 太田長八君 | 副町長 | 鈴木忠一君 |
| 教育長 | 黒田種樹君 | 総務課長 | 梅原裕一君 |
| 企画調整課長 | 遠藤一司君 | 税務課長 | 福岡俊裕君 |
| 住民福祉課長 | 齋藤匠君 | 住民福祉課参事 | 木田尚宏君 |
| 健康づくり課長 | 鈴木嘉久君 | 健康づくり課参事 | 村上則将君 |
| 農林水産課長 | 鈴木伸和君 | 農林水産課参事 | 梅原巧君 |

観光商工課長	森田七徳君	建設課長	桑原建美君
防災課長	竹内茂君	会計課長兼 会計管理者	正木三郎君
教育委員会 教務局長	坂田辰徳君	水道課長	石井尚徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（飯田桂司君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第5回臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成30年東伊豆町議会第5回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（飯田桂司君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第5回臨時議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月12日から14日にかけて、宮崎県串間市、川南町で行われた第12回全国草原サミット・シンポジウムに、細野高原を有する当町も参加してまいりました。

草原の持つ公益的な役割や価値について広くアピールするとともに、各地で取り組まれている草原保全活動の現状と課題について意見や情報を交換してまいりました。

2年後には、第13回全国草原サミット・シンポジウムを当町において開催することが決定されましたので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、6月定例会を目前に控え、本臨時会には、専決処分の承認案、条例の一部改正、さらには人事案件の御審議をお願いすることとしております。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

最後になりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、日中は少し汗ばむほどの季節となりましたが、徐々に暑い季節に向かいますので、健康には十分留意され、ますます御健勝でありますよう御活躍を御祈念申し上げまして、臨時会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田桂司君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、笠井議員、14番、山田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（飯田桂司君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（飯田桂司君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

本月15日から16日まで岡谷市にて行われました姉妹都市議会議員交流研修会及び議長の出席した会議の報告については、お手元に資料を配付してございます。

会議資料につきましては、議員控室に置きますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））

○議長（飯田桂司君） 日程第4 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、去る5月8日から9日にかけての大雨の影響により被災した町道湯ノ沢草崎線の崩土や落石について早急に復旧する必要があるため、平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについての平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,347万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

18款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に380万円を追加し、2億4,580万円といたします。1節財政調整基金繰入金、細節1財政調整基金繰入金380万円の増は、今回の補正における不足額を補填措置いたしました内容でございます。

7ページ、8ページをごらん願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、補正前の金額に380万円を追加し、464万2,000円といたします。

事業コード1、道路災害復旧事業、15節工事請負費、細節2町道湯ノ沢草崎線災害復旧工事380万円の増につきましては、5月8日から9日にかけての大雨の影響により被災した当該路線の崩土や落石除去など、復旧のための工事請負費の増額措置であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額50億7,967万4,000円に380万円を追加し、50億8,347万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額50億7,967万4,000円に380万円を追加し、50億8,347万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全額、一般財源といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今回の補正の問題ですと、専決処分が必要だったかどうかという問題と、380万の予算が適切かどうかという問題だと思うんですけども、そうすると、やっぱり町長、できれば補正予算だけでも、こういう多少の凶面とか。

私は、町長が専決が必要になったよという話を議会事務局でしてしまして、その後、あそこを通ったので、言われたように確かに崩れてネットのほう膨らんでいるし、かなり高いところでも顎のような状況になって、さらに二次被害というようなことが起こる。なおかつ、

だから道路が分断されるだけじゃなくて、道路を挟んだ民家にも影響があるという状況だったというのは、私は見ました。

しかし、これについて言うと、お金の問題が出てくるけれども、本当に380万の工事料が必要だったかどうかというのは、現場写真とか、最低限、場所やなんかというのはつけたほうがいいんじゃないですかね。現場写真なんかも、事前に例えば議案の段階で載っていれば皆さんも現場も見ることができたでしょうし、崩れた当初の点検した段階でこういう状況が発生していたんだというのがわかれば、当然専決ですぐ対応することも必要だったなという事は、よく僕らもわかったと思うので。

私も、偶然町長が来て、専決が必要な案件が出たよという話を聞いたから、たまたまそこを通って見てきて、昨日私通ってきましたけれども、顎になっていた部分もちゃんと削られて、あとネットなり措置を講じるような状況になっていたと思うんですけども、ちょっとその点では配慮が欲しいなという感じがいたします。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、山田議員から言われた、確かに現場の写真、これも添付すればよかったと思います。これからそういうふうにしていきたいと。

私も現場に行きまして、そんなに大したあれじゃないと思いましたがけれども、10メートルぐらいからもうすぐ崩れる危険性がありましたもので、金額が大きかったですけれども専決処分させていただきました。

今後はそのような方向で、位置図とかそういう写真をこれから添付していきたい、そう思っております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(飯田桂司君) 日程第5 議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国民健康保険制度改正及び地方税法の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(飯田桂司君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(村上則将君) ただいま提案されました議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明をさせていただきたいと思っております。資料の最後のページ、議案第35号説明資料をごらんください。

国民健康保険制度改正に合わせ、課税額の定義等を変更するものというものが1点、また、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に可決され、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得が見直されたことに伴い、町条例の改正を行うものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

1点目といたしまして、国民健康保険制度改正により国民健康保険における財政責任主体が県になるということに伴いまして、条文第2条のほうの課税額の定義等についてを改正い

たすものでございます。

2点目といたしまして、課税限度額についてですが、国の改正状況を表にお示しいたしました。平成30年度の改正で基礎課税分が54万円から58万円に引き上げられました。この改正につきましては、平成31年度からの適用を考えております。

3点目、軽減判定所得の見直しですが、軽減の対象となる所得の基準が、5割軽減につきましては27万円が27万5,000円に、2割軽減の場合は49万円が50万円に引き上げられます。

4点目、附則ですが、施行期日1項、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日からの遡及適用とさせていただきます。ただし、第2条第2項及び第20条第1項の改正規定、これは先ほど説明いたしました2点目の課税限度額の引き上げの部分となりますが、こちらにつきましては、平成31年4月1日からの施行となります。

適用区分2項、改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

なお、お手元に新旧対照表を添付いたしましたので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません、2点伺いますけれども、1点目で限度額を30年度据え置くということで、そのまま58万円引き上げた場合の見込みの税額についてはどういうふうに見込まれているのかというのが1点、お伺いします。

2つ目に、ここの表現がよくわからないところなんですけれども、平成31年度より限度額の引き上げを実施するということが書いてあるんですけれども、一度に、いわゆる来年度の段階では限度額は54万から58万、一度に上げるということなのか順次上げるということなのか、その辺の意味的な部分が解釈がいかようにかとれるかと思うんですけれども、お考えはどのようなことでしょうか。

○議長（飯田桂司君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君） 限度額の引き上げ、税額の見込みですけれども、今の時

点で資産割のほうも廃止した状況で比較をしたんですけれども、対象となるのは2世帯という形で少ない人数になります。税額としましては92万円ぐらいの差額です。影響としてはそれほど大きい影響はございません。

それから、平成31年度よりの引き上げということですが、31年度の段階で54万円を法律どおりの58万円に4万円引き上げることになっております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、軽減税率の方の基準のほうの見直しをしても、今回限度額を据え置いた場合でも、予算の審議の段階で言われたように、保険料全般については見直す必要がなく対応できると、こういう考え方で、今回は値上げの部分を町としては財政的に対応できるから見送ると、こういうふうに解釈してよろしいですね。

○議長（飯田桂司君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君） はい、そのとおりでございます。今の試算の段階でも税率を変えることなく対応できるという状況になっております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第35号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号 東伊豆町副町長の選任について

○議長（飯田桂司君） 日程第6 議案第36号 東伊豆町副町長の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第36号 東伊豆町副町長の選任について説明をいたします。

議案第36号 東伊豆町副町長の選任について、下記の者を東伊豆町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取397番地の3。

氏名、鈴木利昌。

提案理由を申し上げます。

現任者の鈴木忠一氏の任期が平成30年5月31日をもって任期満了となることから、後任の副町長として鈴木利昌氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

鈴木利昌氏は役場職員として35年11カ月の実務経験を有し、うち3年間は総務課長として職員をまとめ、着実な業務遂行能力を発揮しており、在職中誠実な人柄により職員から厚い信頼を得ていた人物でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 2つ町長にお伺いしたいと思っておりますが、1つは、町長は副町長の職務ということについて、どのようにお考えであるかということをお伺いしたい。

もう1つは、現在対象となっています鈴木さん自身について何か問題があるということはないんですが、実を言うと、逆に町長とも議会とも何回かやり合っていますけれども、この間、町の社協が2年間1,000万円を超える赤字を出して、介護の実務経験もある鈴木さんが行かれて、今デイサービスをやめたり、いろいろその社協の改革を今進めて、何とか赤字にならないよう、赤字の拡大を防ごうと、こういう社協の改革も今進んできているなど。そういう点で言いますと、1年ちょっとの感じでかわられるということで、社協の改革自身が立ちおくれていくんじゃないかな、この辺の問題についての善後策ということについては、何

か町長はお考えでしょうか。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 私は、副町長の任務を大変重要だと考えています。そういう中で今回、山田議員が言ったように社協との絡みもあります。そういう中で、一番の最適任者は今提案した鈴木さんではないかと考えています。基本的には副町長というのは、私は結構外に出る機会が多いのでございます。そういう中で役場の中を束ねてもらう方、これは絶対必要と考えております。そしてまた、職員とのこの私との仲介役、そういうことの中で副町長の任務は大変重要と考えておりますもので、私は副町長は置くべきだという考えでございます。

さらにもう一点は、社協との関係。これはこの人事をやるときに会長さんと話をしました。そういう中で、会長さんも町のことはいたし方ないなという中で、そのかわりそれに見合う人事をお願いしたいということをお願いされましたもので、それに見合う人事の方を一応提案はしております。その人物はこちらでは言いませんけれども、多分、その方は十分この任務をやっていくんじゃないかと考えておりますもので、やっぱり社協の重要性は山田議員が言ったようにすごい重要でございますもので、その人事に関しましても、会長と話した中でそれなりの人物は推薦したということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 山田議員。

○14番（山田直志君） 社協の問題は、今町長にお伺いしたとおりだと思います。

町長、職務の問題なんですけれども、私、非常にこういう質問するのはなぜかという、昨年来からの直売所なんかの問題なんかを町長とやりとりを見ていまして、今助役から副町長に名称を変えたということについて言うと、今町長言われたように副町長の職務が非常に重要になっていると。そこの権限を強化するために助役ではないと。なぜ副町長かということで、その助役から副町長に名称を変えるについて言えば、その職務権限の中で、やはり町長が言われたように職員を監督するんだと。また町長が不在のときに町を束ねていくんだという部分と、もう一つ大事なこととして、市町村長にかわって業務の子細についての検討や政策立案を町長が引用して、そういう取り組みを副町長にさせることができるんだと。ここが2008年の自治法改正で名称とともに、副町長の職務が拡充されたという一番大事な点だと思うんです。

そういう点で見ると、僕は昨年、今年もずっとあったんだけど、直売所なんかの問題も、どうも町長と何か議会との直接対話になっちゃうんだけど、役場としての業務とし

て見たときに、副町長がそういうものを直接いろんな形で調整をして、さらに町長は議会や町民とのコンセンサス、合意を得るために、大所高所の立場に立ってその役場の仕事と住民や議会とのコンセンサスを得るといような役割で、やっぱり副町長の存在というのをもっとこう活用してほしかったなど。

今後ともそういう仕事というのは、町長が前面に出られていい問題と、実務的には副町長にお任せをしてコンセンサスを得る仕事って、これからもどんどん出てくると思うんで、そのところを副町長の職務、職責というものを非常に大事にして上手に活用されていかないと組織として町が回っていかないので、今後また議会や住民とのコンセンサスを得るといような機会については、ぜひそういう活用を私は図っていただきたいなど。私は直売所等の関係では、なかなかそういう点が十分に機能しなかったんじゃないかなど。そういう点がコンセンサスが十分得られなかった一つ要因かなというふうに私は見ておりますので、よろしく対応のほうをお願いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 私は、別に副町長のことを、そういうことでほとんどの仕事は副町長に任せております。全ての代表に関しても、ある程度はもう副町長に全面的に任せておるのが現状でございます。直売所に関して言えば、確かに今、山田議員が言われたことはありますけれども、しかしながら、副町長もその中に入っていることは間違いありませんもので、副町長をそういうないがしろにしてとかそういうことはありませんし、また今後も、副町長の責任というものはこれからますます重要になってくると考えております。これは山田議員が言われたことは真摯に受けとめた中で、今後の町政運営をしていきたい、そう考えますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。これより議案第36号 東伊豆町副町長の選任についての同意を求める件を採決します。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

副町長に選任されました鈴木利昌さんにおかれましては、過去の経験を生かし、太田町長の右腕として町政全般にわたる運営に御活躍されますよう希望します。

◎閉会の宣告

○議長(飯田桂司君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

平成30年東伊豆町議会第5回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。よって、平成30年東伊豆町議会第5回臨時会を閉会します。

皆様、御苦労さまでした。

閉会 午前 9時56分